

三州訪問看護ステーションもも 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 倫生会が設置する、三州訪問看護ステーションもも(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定める事により、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るよう努めなければならない。

- ステーションは、訪問看護に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- ステーションは事業の運営に当たって、必要な時に必要な訪問看護が提供出来るよう努めなければならない。
- ステーションは、この事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- ステーションは、訪問看護を提供するに当たっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び住所)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 名称: 三州訪問看護ステーションもも
- 所在地: 〒885-0037 宮崎県都城市花繰町3街区14号(三州病院内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減する事が出来る。

- 管理者 経験のある看護師 常勤1人(看護職員と兼務)
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- 看護師 常勤換算2.5人以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 営業日及び営業時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00
但し、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く
- 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制、訪問体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。しかしターミナル等においては、事前に本人・家族の意向を確認し、不要な処置が実施されないよう確認しておく。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法又は健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

又、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法に基づく額を徴収する。

- 2 ステーションは、基本利用料の他、以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費
- (3) 営業日、時間外に訪問看護を行った場合(医療保険のみ)
- (4) 2時間を超えた場合(医療保険のみ)

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、都城市、北諸県郡三股町、曾於市とする。これ以外は相談に応じる。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保管する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保管する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定する(管理者)
- 2 成年後見制度の利用を支援する
- 3 苦情解決体制を整備する
- 4 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する

(秘密の保持と個人情報の保護)

第16条 利用者は又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後6カ月以内の初任研修
- (2) 毎週水曜日の同法人開催の院内研修への参加
- (3) 年1回の宮崎県看護協会主催の研修への参加
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 倫生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2018年7月1日から施行する。

2019年7月8日から一部条文を変更する。(第11条 利用料の文言を、負担割合に応じた額に変更)

2023年9月1日から一部条文を変更、追加する。(第6条 営業日を変更。第11条(記名押印)の文言を削除。第15条、第16条を追加。)